

セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種（全国的））について
（中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定）

○ 制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

○ 対象中小企業者

- ① 中小企業庁の定めるセーフティネット保証5号の指定業種であること。もしくは、指定業種を含めた事業を営んでいること。
- ② 5号(イ)－①～⑨、5号(ロ)－①～③におけるそれぞれの減少率等の条件の満たしていること。

○ 内容（保証条件）

対象資金：経営安定資金

保証割合：80%保証

保証限度額：一般保証とは別枠で2億8000万円

○ 必要書類

1. 認定申請書
 2. 売上高確認表（(イ)－①～⑨の場合）又は、認定申請書添付書類（(ロ)－①～③の場合）
 3. 委任状（金融機関等による代理申請の場合）
 4. 法人等の実在確認書類（履歴事項証明書の写真、確定申告書、許認可証、会社定款等）
 5. 売上高等の証明書類（売上台帳、試算表、確定申告書の月別売上等）
 6. 許認可証の写真（許認可業種の場合）
 7. 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類（(ロ)－①～③の場合）
 8. 売上高及び原油等の仕入価格が比較できる書類、最新の売上原価が疎明できる書類（(ロ)－①～③の場合）
- * 必要に応じてその他資料の提出を求める場合があります。

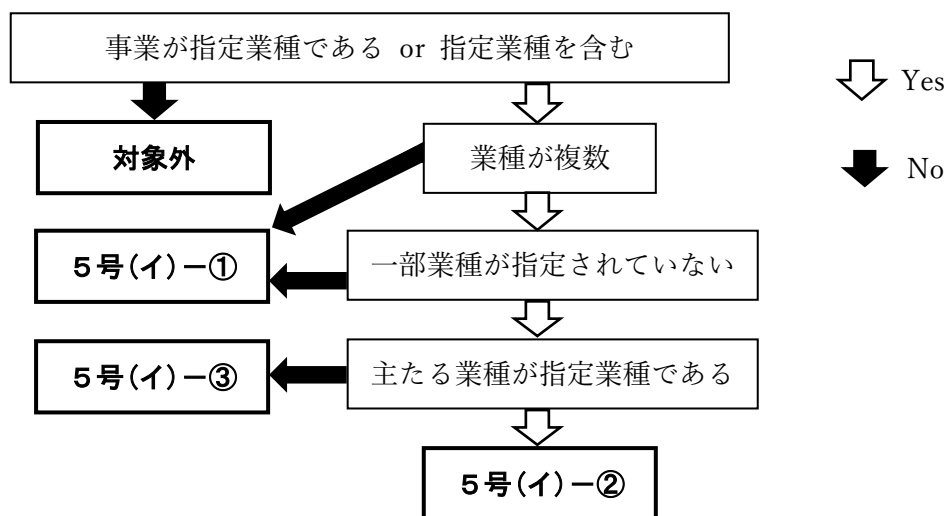
○ ご注意

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定期間内に融資申込を行うことが必要です。

牟岐町産業課
電話 0884-72-3419

セーフティネット保証5号(イ)①～③の認定条件について
(通常運用)

★ 業種条件



★ 認定要件 (全ての要件を満たすこと)

1. 牟岐町に事業所 (主たる事業所、支店、工場等) を有すること。
2. 指定地域内において、申請時点で1年間以上継続して事業を営んでいること。
3. 指定業種に属する事業を営んでおり、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者であること。

★ 売上減少条件

イ①

1. 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べて5%以上減少していること。

イ② (全ての条件を満たすこと)

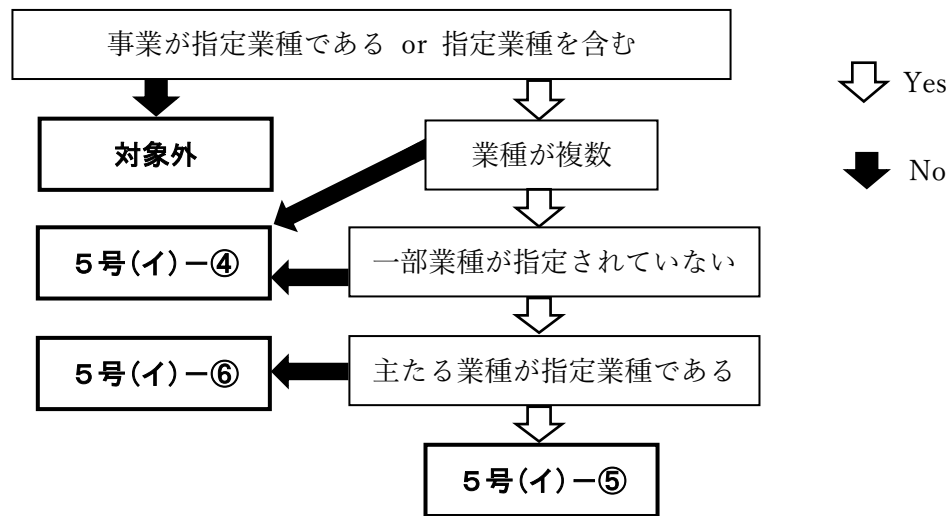
1. 主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
2. 会社全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

イ③ (全ての条件を満たすこと)

1. 指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少していること。(％は問わない)
2. 会社全体の最近の3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高(受注高等)の減少額の割合が5%以上であること。
3. 会社全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

セーフティネット保証5号(イ)④～⑥の認定条件について
(緩和運用：コロナ前比較)

★ 業種条件



★ 認定要件（全ての要件を満たすこと）

1. 牟岐町に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること。
2. 指定地域内において、申請時点で1年間以上継続して事業を営んでいること。
3. 指定業種に属する事業を営んでおり、最近3か月間の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期比で5%以上減少している中小企業者であること。

★ 売上減少条件

イ-④

1. 最近3か月間の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の売上高等に比べて5%以上減少していること。

イ-⑤（全ての条件を満たすこと）

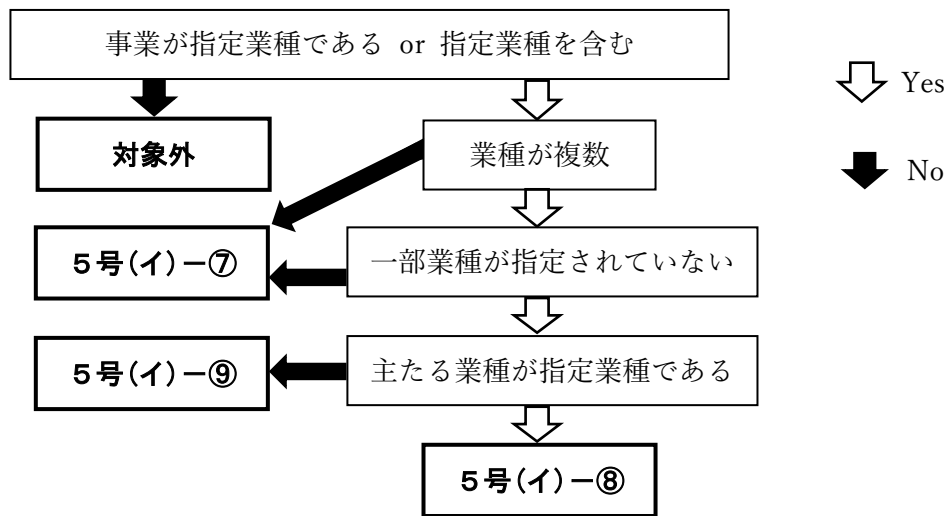
1. 主たる業種の最近3か月の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期比で5%以上減少していること。
2. 会社全体の最近3か月の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期比で5%以上減少していること。

イ-⑥（全ての条件を満たすこと）

1. 指定業種の最近3か月の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期比で減少していること。（%は問わない）
2. 会社全体の最近の3か月の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の売上高等に対する、指定業種の売上高（受注高等）の減少額の割合が5%以上であること。
3. 会社全体の最近3か月の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期比で5%以上減少していること。

セーフティネット保証5号(イ)⑦～⑨の認定条件について
(創業者用：業歴3か月以上1年3か月未満)

★ 業種条件



★ 認定要件（全ての要件を満たすこと）

1. 牟岐町に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること。
2. 指定業種に属する事業を営んでおり、直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して5%以上減少している中小企業者であること。

★ 売上減少条件

イ-⑦

1. 直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少していること。

イ-⑧（全ての条件を満たすこと）

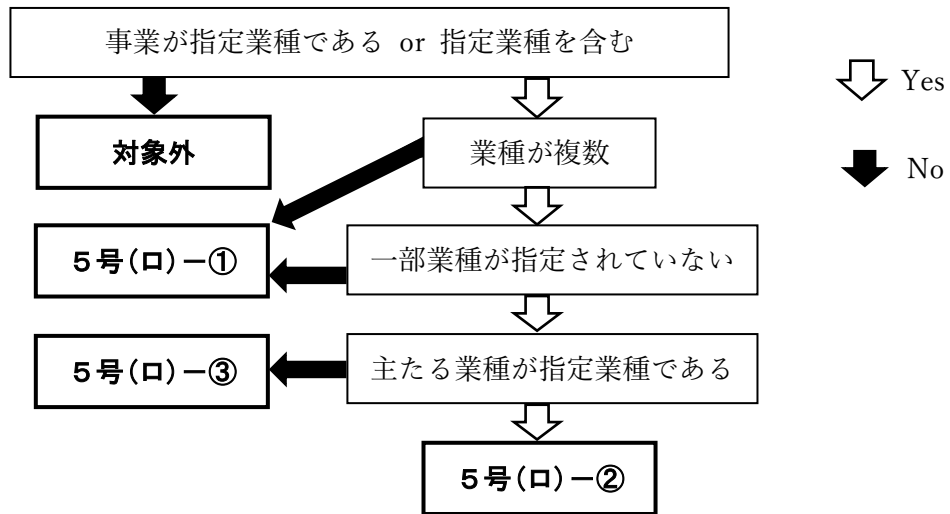
1. 主たる業種の直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少していること。
2. 会社全体の直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少していること。

イ-⑨（全ての条件を満たすこと）

1. 指定業種の直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して減少していること。（%は問わない）
2. 会社全体の直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等に対する、直近1か月の指定業種の売上高（受注高等）の減少額の割合が5%以上であること。
3. 会社全体の直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して5%以上減少していること。

セーフティネット保証5号(ロ)①～③の認定条件について
(通常運用)

★ 業種条件



★ 認定要件 (全ての要件を満たすこと)

1. 牟岐町に事業所 (主たる事業所、支店、工場等) を有すること。
2. 指定業種に属する事業を営んでおり、製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者であること。